

第6節 火山災害対策計画

噴火等の火山現象による被害を防止し又は軽減するために、村、県及び防災関係機関が実施する火山災害対策について定める。

主管部署	消防防災係
------	-------

1 計画対象火山と予想される被害

本計画の対象とする火山は、活火山である肘折とする。

火山名	市町村名
肘折	大蔵村

また火山の噴火活動に伴い一般的に予想される現象及び警戒すべき被害は次のとおりである。
火山活動に伴い予想される現象及び被害

火山活動	概 要
溶岩の流出	溶岩には粘性が有り、流下速度が比較的遅く、到達距離も数キロに限られている。
噴石・降灰	噴石のうち大型のものは火口周辺に落下するので、被害は火口周辺の2～4キロ以内に限られる。小型のものや軽石などは周辺地域まで到達し、人的・物的被害をもたらす。火山灰は風に乗って広範な地域に降灰し、農作物被害や健康障害、交通事故等引き起こすことが有る。
火砕流	火山灰や岩片が水蒸気などのガスと混ざり合い、灼熱の雲となって斜面をなだれのように駆け下りてくる火山活動である。成長しつつある熱い溶岩ドームの崩壊や、直接火口から噴出されて発生するものなどいろいろなタイプがある。いずれも高温（数百～一千℃）・高速（秒速20～100メートル）で広範囲を覆うため、人的・物的に大きな被害をもたらすことがある。
火山泥流	火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流れ下る現象。積雪期に発生した場合は、被害が拡大する可能性が有る。
火砕サージ	爆発的な噴火活動に伴って発生する、火山灰や砂塵を含んだ爆風。マグマが地下水などに触れて大規模な水蒸気爆発を起こして発生するベースサージや、火砕流の「灰かぐら」部分から発生する灰雲サージ等がある。風速は毎秒20～100メートル以上に達し、破壊力、殺傷等は極めて強力で、掃過域の中で生き残ることは困難である。また、火砕流と違い成分の大部分が気体のため、地形の制約を受けることなく、尾根を乗り越えるなどして広範囲に襲来する。
岩屑流 (岩なだれ)	火山の山体が、噴火や強い火山性地震などの衝撃により崩壊し、大量の砕けた岩片が大なだれとなって流下する現象である。
火山ガス	硫化水素等の有毒ガスが噴気孔から流出するもので、これを吸引することにより死亡する場合がある。

2 危険区域の想定と周知

(1) 火山災害予想区域の想定

村及び県は、過去の火山災害の記録や地形・気候等の自然的条件から、火山災害危険区域の把握に努める。対象火山については噴火前後の土砂移動に着目し、融雪型火山泥流及び降灰後の土石流による火山災害予想区域が検討されている。

なお、想定外の現象が発生する可能性がある場合は、村は県の調査等に協力し、状況に応じ新たな火山災害予想区域の想定を行う。

(2) 火山災害予想区域図の作成、配布

村は、県と協力して、火山災害予想区域図に基づき、想定される火山災害の危険区域及び避難場所等を記した火山災害予想区域図（ハザードマップ）を作成し、住民等に周知する。

3 火山砂防事業等の推進

(1) 砂防事業等の推進

村は、発生が予想される融雪型火山泥流及び降灰後の土石流による土砂災害に備え、県の実施する砂防ダム等の整備に協力する。

(2) 火山ガスによる危害の防止

村は、県及び山形地方気象台等関係機関の協力を得て、対象火山における火山ガス噴気状況の把握に努めるとともに、必要に応じ周辺地域の立入り制限措置を講じ、火山ガスによる中毒事故の防止を図る。

(3) 監視システムの整備

村は、火山噴火に起因して発生する土砂移動現象から地域住民の安全を確保するため、県の実施する火山災害監視システムの整備に協力し、住民の警戒・避難体制の確立に資する。

4 火山情報の伝達

(1) 異常の覚知

村は、火山の噴火等に関する異常を覚知したときは、直ちに火山業務を担当する気象台若しくは測候所（肘折：山形地方気象台）に連絡する。

連絡を受けた山形地方気象台は、仙台管区気象台に連絡するとともに、県、県警察本部、村及び消防機関等との連絡体制を強化する。また、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターは、上空からの観測・情報収集活動に協力するとともに、県は必要に応じ自衛隊にもヘリコプターの出動を要請する。

(2) 火山情報の発表

仙台管区気象台は、必要に応じ次の基準により火山情報を発表する。

ア 緊急火山情報及び臨時火山情報

緊急火山情報にあつては人の生命・身体を保護すること、臨時火山情報にあつては防災上の注意を喚起することを目的に、次の項目について考慮の上発表する。

(ア) 火山現象の状況・推移

(イ) 既に発表した火山情報の内容・時期

(ウ) 部外機関からの情報の内容・収集の状況

(エ) 防災関係機関の対応状況

(オ) その他の状況

イ 火山観測情報

(ア) 緊急火山情報又は臨時火山情報の発表後

- a 緊急火山情報又は臨時火山情報に含めなかったより詳細な状況等を周知する必要がある場合
- b その後の観測、調査、情報収集等により新たに判明した状況を周知する必要がある場合
- c 火山活動の継続を周知する必要がある場合（多少の変動を含む）
- d 火山活動の低下を周知する必要がある場合

(イ) その他

- a 防災上の注意を喚起する必要はないが、火山活動に変化があり観測成果等を防災関係機関等に周知した方がよいと判断される場合
- b 防災関係機関から要望がある等、観測成果等を周知する必要がある場合

(ウ) 火山観測情報は、必要に応じ随時又は定時に発表する。

(エ) 発表文の記事欄等に、火山観測情報の発表日時予告を行うことができる。一連の発表を中止する場合も同様とする。

ウ 火山噴火予知連絡会等による統一見解等を人手したときは、その内容に応じて火災情報の種類を決定し発表する。

エ 部外情報の取扱

部外機関からの通報又は情報を得た場合は、内容の確度を判断した後、火山情報に用いる。

(3) 火山情報の内容

- ア 火山活動の状態及びその推移
- イ 前号に掲げる事項の解説
- ウ 緊急火山情報又は臨時火山情報にあつては、警戒又は注意すべき火山現象
- エ その他必要と認める事項

(4) 火山情報の通報

火山情報の通報は、次の系統による。

5 火山災害対策連絡会議の設置等

(1) 火山災害対策連絡会議の設置

村は、対象火山が噴火するおそれがある場合は、県气象台、観測・研究機関及び防災関係機関からなる火山災害対策連絡会議に参加し、次の事項に関する情報交換、応急対策の調整等を行う。

- ア 火山噴火情報等の収集・分析
- イ 避難対策に関する連絡調整
- ウ 応援協力体制の確立
- エ その他必要と認められる事項

(2) 村の体制

ア 計画対象火山の異常を覚知したとき、又は対象火山に係る臨時火山情報が発表されたときは、防災担当職員は登庁し、災害関連情報等の収集、伝達を行う。

イ 対象火山に係る緊急火山情報が発表されたときは、総務課はすみやかに応急対策を実施できるよう体制をとる。

6 避難体制の整備

(1) 事前避難の基本方針

村は、県と協力し、想定される火山災害予想区域等をもとに避難計画を策定する。

避難計画の対象者には、危険区域内の住民はもとより、一時滞在者（観光客、登山客等）も含む。また、計画策定に際しては次の点に留意する。

ア 危険区域内の人口、一時滞在者数及び避難の長期化を考慮した避難所の設定

イ 急峻な地形を考慮した迅速な避難行動

ウ 高齢者、障害者及び乳幼児等迅速な避難が困難な者への対処

エ 被害が拡大しやすく、避難行動にも制約の多い積雪期における対処

(2) 体制の整備

ア 村は、住民等への情報伝達及び要避難者の迅速な集合と集団避難のための体制の整備に努める。

イ 村は、住民等を避難させる際の県、消防機関及び自衛隊等との協力体制について、あらかじめ協議して定めておく。

(3) 関係施設の整備

ア 情報伝達のための施設

村は、防災行政無線の整備等、住民等への情報伝達手段の整備に努める。また、県等と協力し、山中への登山者等への情報伝達方法について確立しておく。

イ 避難者受入れのための施設

村は、危険区域外に避難住民全員の受入れが可能な施設の確保に努める。

7 避難の実施及び解除

(1) 避難の実施

気象庁の観測等により大規模な噴火が予測される場合、村長は、災害対策基本法第 60 条に基づき、住民等に対し避難を勧告又は指示し、避難計画に従って住民等の事前避難を実施する。また、必要に応じ県、自衛隊又は近隣市町村へ協力を要請する。

(2) 警戒区域等の設定

村長は、住民等の安全を確保するため、必要に応じ災害対策基本法第 63 条に基づき、警戒区域を設定して立ち入りを制限又は禁止する。また、噴火が予想されるときは、関係機関と協議の上、必要に応じ当該火山及び近隣の山への入山（登山）禁止措置をとる。

(3) 避難の長期化への対応

一般に、火山災害に伴う住民避難は長期間にわたる場合が多い。村は、避難先での住民生活の安定のため、住居、就業、医療及び教育等に関する長期的な対策を実施する。

(4) 避難の解除

村長は、気象庁の観測結果等から危険が去ったと判断したときは、避難の勧告・指示又は警戒区域の設定を解除し、住民の帰宅及び生活再開を支援する。

8 降灰対策の実施

村は、火山噴火に伴う降灰により火山周辺地域の住民の生活や農林水産業等に支障を生じた場合は、活動火山対策特別措置法に基づく降灰除去事業や各種資金の融通等の実施について県へ要請する。